

鳥獣被害防止総合対策交付金（鳥獣被害防止総合支援事業） の採択要件の緩和及び県補助金の復活について

鳥獣被害防止総合対策交付金（鳥獣被害防止総合支援事業）について、ハード事業（捕獲した鳥獣等の処理加工施設、電気柵、防護柵等）の採択要件は、費用対効果分析に係る資料を提出することとされていますが、電気柵や防護柵については、中山間地等の特性に鑑み、費用対効果に関わらず補助金の対象となるよう採択要件の緩和を要望します。

また、平成 20 年度で廃止された県の電気柵費用の補助について復活するよう要望します。